

衆議院国土交通委員会ニュース

平成 27.5.8 第 189 回国会第 7 号

5 月 8 日（金）、第 7 回の委員会が開かれました。

1 国土交通行政の基本施策に関する件（東洋ゴム工業問題）

- ・太田国土交通大臣、北川国土交通副大臣、松本内閣府大臣政務官及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行いました。

| | |
|------------------------|----------|
| （参考人）東洋ゴム工業株式会社代表取締役社長 | 山 本 卓 司君 |
| 東洋ゴム工業株式会社取締役常務執行役員 | 伊 藤 和 行君 |
| 東京理科大学工学部建築学科教授 | 北 村 春 幸君 |
| 福岡大学工学部建築学科教授 | 高 山 峯 夫君 |
| 一般社団法人日本免震構造協会顧問 | 可 児 長 英君 |
| 一般社団法人日本免震構造協会専務理事 | 沢 田 研 自君 |

（質疑者及び主な質疑内容）

宮 澤 博 行君（自民）

- ・東洋ゴム工業（株）の免震ゴムが使用されている御前崎市消防庁舎の担当者が、免震ゴム検品時の検査データの確認に行った際に 30 分間の工場見学があり、この間にデータの改ざんが行われたと思われるが、本当に担当者数名だけでデータの改ざんを行ったのか。
- ・平成 26 年 9 月 16 日に東洋ゴム工業（株）で行われた午後の会議では、振動数を 0.5Hz から 0.015Hz に変更して実施した試験結果を基に、同日午前中の会議で決定していた出荷停止措置及び国土交通省への報告を撤回したが、振動数を小さくして試験を行うことに技術的根拠があるのか。
- ・免震ゴムの交換に向けた今後の対応として、東洋ゴム工業（株）が大臣認定を取り直して免震ゴムを生産する等の対応が考えられるが、自社製品を新たに開発して認定を受けるとしたらどのくらいの時間がかかるのか。

樋 口 尚 也君（公明）

- ・東洋ゴム工業（株）は、振動試験を行わずに、技術的根拠のない数値の記載により免震ゴムの大臣認定を不正に取得した。振動試験をしていないことは担当者以外も分かっているはずだから、今回の不正が見過ごされたことは会社ぐるみの不正行為と思われるがどうか。
- ・東洋ゴム工業（株）は、2007 年 11 月に断熱パネルの大臣認定が取り消されたことを受けて、品質総点検等の再発防止策を実施したと国土交通省に報告した。2002 年から 2011 年において免震ゴムの大臣認定を 5 回も不正取得していた中で再発防止策は、所管省庁を欺いた行為だと思うがどうか。

- ・不正な免震ゴムを使用した建築物は、風評被害などにより経済的及び社会的な被害を受けることになる。免震ゴムの交換工事費だけではなく、そのような被害の損失補償についても、国土交通省はしっかり指導してほしい。

宮 崎 岳 志君（民主）

- ・東洋ゴム工業（株）による免震ゴム偽装の問題に関し社外調査チームが取りまとめた「中間調査報告書」の本文を非公表とした理由は何か。非公表としたのは本報告書に同社の見解と異なる内容が含まれていたからとする報道があるがこれは本当か。また、報告書を国土交通省へ提出したかどうか確認したい。
- ・大臣認定の基準を満たさない免震ゴムの発生率が増加した際に、製造過程において不良品の発生率を低下させるために本来行われるべき品質改善のための作業（フィードバック）は行われていたのか。良品率が 10 数%に低下したにもかかわらずフィードバックがない事実になぜ製造工程の社員が気づかなかったのか。
- ・今回の免震偽装問題を受け山本参考人は社長としてどのように責任を取るつもりか。また、不正が行われていた当時の社長等も何らかの責任を取るべきと考えるが、どのように認識しているか。
- ・2007 年に同社の断熱パネル偽装の問題があり全社を挙げて再発防止策に取り組んでいたにもかかわらず、なぜ免震ゴムの偽装が行われていたことに全く気づかなかったのか。

本 村 賢 太 郎君（民主）

- ・今回の問題は、2013 年 2 月にデータの不正に気付きながら販売を継続したもので非常に悪質である。154 棟に

2907 基の不正又はデータ欠損の免震ゴムが使われており、免震ゴムの交換に速やかな対応が必要であるが、どの位の費用と期間を要するのか同社の対応を伺いたい。

- ・不正な免震ゴムを使った建物所有者・居住者への補償に関し、当該物件の売主や請負人は瑕疵担保責任を問われる可能性はあるのか国土交通省に見解を伺いたい。また、居住者の精神的不安への補償はどうするのか同社の考えを伺いたい。
- ・東洋ゴム工業（株）以外の他のメーカーを含めた免震ゴムの性能について書類の提出だけでない確認方法をどのように取っていくのか、大臣の見解を伺いたい。
- ・東洋ゴム工業(株)の社長として、リーダーシップを持って対応していくべきと考えるが、山本参考人の考えを伺いたい。

伴 野 豊君（民主）

- ・大臣認定不適格部材を一部でも使用した建築物は建築基準法の違法建築物になるのかどうか確認したい。また、工学的、科学的に根拠を示せない数値は使用すべきではないと考えるが山本参考人の見解をお聞きしたい。
- ・平成 26 年 8 月 13 日の会議において、建物への影響が限定的であると報告したのは誰で、それはどのような根拠に基づくものであったか。また、9 月 16 日午後会議において、出荷予定の免震ゴムの性能が大臣認定の基準内に収まると報告したのは誰で、同日午前会議の決定を翻すような重要な報告をよく確かめようとしなかったのはなぜか。
- ・東洋ゴム工業（株）は以前も断熱パネルの性能偽装を起こしている。当時の社内調査報告書によると、準不燃材料として合格しないにもかかわらず生産・販売を認めるいわゆる「営業了解」を事業本部長、営業本部長等が出席した会議で行ったとの記載がある。今回の事案についても同様の「営業了解」があったのではないか。

今 井 雅 人君（維新）

- ・今回の免震ゴム偽装問題は、東洋ゴム工業（株）の企業体質・ガバナンスの問題と考えている。2007 年 11 月、同社の断熱パネル偽装問題が発覚し、同年 12 月、再発防止策が明記された社内調査報告書が公表されているが、その後、同社は再発防止のため、具体的にどのような取組を実施したのか。また当時タイヤ技術第一部長であった山本参考人はどのような取組を行ったのか。
- ・2007 年の断熱パネル偽装問題の社内調査報告書と今年 4 月 24 日に公表された中間報告書に記載されている「問題発生の原因」には共通しているものがある。2007 年の断

熱パネル偽装問題の社内調査報告書を受けて行われたコンプライアンス等の徹底・強化が形骸化したのか、山本参考人に伺いたい。

- ・今回の不正な免震ゴムの使用により、資産価値の減少や商業施設の売上の減少が懸念される。東洋ゴム工業（株）はこのような資産価値や売上の減少に対して賠償するのか。また、大臣は資産価値等の減少に対する賠償についてどのように考えているのか。

足 立 康 史君（維新）

- ・今回の免震偽装問題の主な原因は、東洋ゴム工業（株）の企業体質にあるのか、あるいは大臣認定制度や産学官の連携など構造的なものにあるのか、参考人の考えを伺いたい。
- ・過去の姉歯事件において被害者救済のために公的支援がなされているが、本件に対して公的支援はあるのか。また今後同様の事件が発生した際には、どのような基準で公的支援を行うのか政府の考えを伺いたい。
- ・免震偽装があった物件名の公表について、財産権の保護や安全性の確保など、様々な面を考慮した上で行う必要があるが、公表の基準について大臣の考えを伺いたい。
- ・現在の政府による違法建築物への是正命令は完全には機能しきれておらず、消費者保護の観点から国が賠償を行う可能性も考慮すると、今後法整備が必要だと考えるが、政府はどのように考えているのか。

穀 田 恵 二君（共産）

- ・2007 年の断熱パネルの大臣認定の不正取得の経験が生かされず、同件の再発防止策を講じている最中に、今回の免震ゴムの偽装が生じてしまった理由を山本参考人に伺いたい。
- ・免震ゴムの性能評価については、実大実験や製品の抜き取り検査等が不正防止に必要と考えるが、今後のチェック体制はどのようにすべきか北村参考人に伺いたい。
- ・今回の事件で大臣認定制度は、国民の不信を倍増させる結果となった。制度そのものの再検討が必要であると考え大臣の見解を伺いたい。

2 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 25 号）

- ・ 太田国土交通大臣から提案理由の説明を聴取しました。
- ・ 参考人から意見を聴取することに協議決定しました。